

やってみよう! を試してみよう こどもの広場

所 問
高洲2-4-10 ㊦350・1010

利用時間 (11月~2月)

- 水~金曜日
.....午前10時~午後4時30分
 - 土・日曜日、祝日
.....午前9時~午後4時30分
- ※12月28日(土)~1月3日(金)は休場

対 象
市内在住の18歳以下の方とその保護者
※未就学児は保護者の付き添いが必要

※駐車場あり。水~金曜日は、午後4時出発でこどもの広場から市内各所へ運行する無料のバスがあります。団体での送迎バスの利用などは、こどもの広場ホームページ <https://kodomonohiroba.com> をご確認ください

与えられたものではなく、子どもたちが手作りの遊びができる広場です。普通の公園ではできない全身どろんこ遊びや水を自由に使った水遊びのほか、たき火、木工などのさまざまな野外活動や遊びが楽しめます。広場にはプレイワーカーと呼ばれる遊びの手助け・見守りをするスタッフがいるので、小学生以上は子どもだけで来てても安心して遊べます。

ID 1011997



体験 火を囲む冬

IH調理機器が普及し、調理に火を使わない家庭も増えたのではないのでしょうか。「火のひろば」は小さな「かまど」で火を扱えるスペースです。実際に火を使ってみる楽しさとともに、火の熱さや後始末など扱いの難しさを学ぶことは、子どもにとってよい経験になります。また、火を囲む暖かさは冬の醍醐味。保護者も一緒に楽しめます。



火を利用する

焼きビー玉、あぶり出しなど、火の熱を利用して加工する遊びも。お友達を誘って参加してみませんか。



▲焼きビー玉

野外調理

毎月1回、焼き芋、パン作り、ジャム作りなどのイベントを開催。外で食べる自分で作った料理は格別です。

火おこし体験

まきや道具を用意しているので、準備から消火、片付けまでを体験できます。もっと火を楽しみたいときは、炭を使うこともできます。



▲道具や水も準備して、まきを組みます。小さな子どもでも扱いやすいようにミニサイズ

▶やっとたき火に。この日はマッシュロを焼きました



▲マッチで火をつけよう。なかなか燃え移らず難しい!



▲「火が熱くてこわい!」も大切な感覚



▲終わったら炭を専用のケースに移し、燃えカスなども掃除したら、水をかけてしっかり消火。道具の片付けも忘れずに

利用対象者を拡大しました

4月から、小学生までだった利用対象者を18歳までに拡大しました。小学校卒業後に近況報告に来てくれる中学生・高校生も、広場に入ってスタッフとゆっくり話が出来ます。

こどもの広場の催し

オリジナル羽子板作り

ID 1043693

時 12月12日(木)午後3時～3時45分 **対象** 市内在住の小学生、当日先着20人

簡単！野外調理・焼き芋

ID 1043694

時 12月20日(金)午後3時～4時30分
対象 市内在住の小学生以下、当日先着20人 ※未就学児は保護者の付き添いが必要
内容 火おこし、焼き芋作り **持ち物** 芋

クリスマス！ ネイチャークラフト

ID 1043695

時 12月21日(土)・22日(日)午前10時30分～11時30分、午後3時～4時
対象 市内在住の小学生以下、当日先着各20人 ※未就学児は保護者の付き添いが必要
内容 クリスマス飾り作り
持ち物 飾りつけたい材料



問 こどもの広場 ☎350・1010 (青少年課)

12月4日～10日は人権週間

国連は、「世界人権宣言」を採択した12月10日を「人権デー」と定め、すべての加盟国にこれを記念する行事の実施を呼びかけています。法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年12月4日～10日を「人権週間」と定め、全国でさまざまな行事を行っています。人権は、人間らしく生きる権利で、誰にとっても身近で大切なものです。いじめや虐待、インターネット上の人権侵害などに悩んでいる方は、ご相談ください。

人権標語・作文・ポスター 原画作品展

ID 1034116

時 12月4日(木)～12日(木)午前8時30分～午後5時 (7日(土)を除く)
所 市民ホール (市役所1階)
内容 市立小・中学校の児童・生徒による作品展示

問 多様性社会推進課 ☎712・6803

ID 1030836

人権擁護委員による人権相談

時 12月9日(月)午後1時～3時 ※予約制
所 多様性社会推進課 (文化会館2階)
申込 直接または電話で、多様性社会推進課☎712・6803へ

人権電話相談

- みんなの人権110番 ☎0570・003・110
- 女性の人権ホットライン ☎0570・070・810
- こどもの人権110番 ☎0120・007・110

健康診査の受診期限は1月31日(金)です

特定健康診査と後期高齢者健康診査は、生活習慣病に着目した健診です。病気の中には、自覚症状がないうちに進行するものもあります。まだ受診したことがない方も、通院中の方も、年に一度は健診で自分の体の状態を確認し、健康に過ごせるように対策をしていきましょう。

※1月は混み合いますので、お早めの受診にご協力ください
※特定健康診査の結果により特定保健指導の対象となった方には、「特定保健指導(健活講座)のご案内」を送付します

| 区分 | 特定健康診査 ID 1001107 | 後期高齢者健康診査 ID 1001104 |
|------|--|--------------------------------------|
| 受診期間 | 令和7年1月31日(金)まで | |
| 対象者 | 市の国民健康保険に加入している 40～74歳の方* | 千葉県後期高齢者医療制度に加入している 市内在住の方 |
| 検査項目 | 問診、身体測定(身長・体重・腹囲・BMI)、 血圧測定、尿検査、血液検査 | 問診、身体測定(身長・体重・BMI)、 血圧測定、尿検査、血液検査 |
| | 医師が必要と認めた場合、貧血検査・心電図検査・眼底検査 | |
| 費用 | 無料 | |
| 受診方法 | 健康診査実施医療機関に直接予約(対象者には受診券を送付済み。受診券を紛失した場合は再発行できますので、お問い合わせください) | |
| 問 | 国保年金課 ☎712・6829 | 健康増進課 ☎381・9059 |

※65～74歳で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方は、後期高齢者健康診査の対象となります